

令和6年度北部地域誘客促進イベント開催補助金公募要領

【事業実施主体】

公益社団法人びわこビジターズビューロー(以下、ビューロー)

【事業の目的】

県北部地域における誘客促進イベントの開催を支援することで、県内外からの観光誘客を促進し、関係人口の増加や、同地域の観光の活性化を図ることを目的とする。

【公募期間】

公募開始: 令和6年5月15日(水)12時～

申請受付: 令和6年5月15日(水)12時～

応募締切: 令和6年6月14日(金)17時(必着)

【補助対象事業】

県内外からの誘客を促進し、地域観光の活性化や、まちの賑わいづくりを行うことを目的とした「誘客促進イベント開催事業」のうち、次の要件を満たすもの

- ・米原市、長浜市および高島市で開催されるもの
- ・観光誘客を目的とした新規イベントの開催にかかる経費または既存イベントの拡充部分に要する経費とし、広域的かつ継続的な観光誘客の仕組みづくりとなるもの(各市が直接開催するものを除く)
- ・原則として、観光入込客数4,000人以上を見込めるもの
- ・単発のイベントまたは期間を限定したキャンペーンとして開催されるもの

※下記に該当する経費は、補助の対象外とする。

- ・特定の個人や企業に対する給付経費およびそれに類するもの
- ・既存イベントの財源を当補助金で置き換えるもの
- ・ビューローまたは滋賀県から他の補助金を受けて実施する事業に要する経費

【補助額・補助上限額】

各市で開催されるイベント合計4,500千円以内

(例)米原市 事業A 1,500千円、事業B 3,000千円

長浜市 事業C 4,500千円

高島市 事業D,E 各2,000千円、事業F 500千円

【補助対象事業者】

1. 誘客促進イベント主催者
2. 市町観光協会
3. 観光または経済関連団体
4. 民間事業者(営利を目的とする事業は除く)
5. ビューロー会長が別途認める者(地域団体等)

【申請方法】

E-MAILもしくは郵送(簡易書留郵便)

【提出書類】

1. 補助金申請書
2. 誘客促進イベント開催事業 事業計画書
3. 誘客促進イベント開催事業 収支予算書
4. 役員名簿

【採択案件の審査】

申請された事業は、ビューローにて採択について審査し、採択案件の決定後、申請者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を通知します。

【採択後の手続き】

採択後は、補助金の交付申請手続きを行っていただきます。

【注意事項】

・応募時に提出いただいた事業計画書をビューロー内で評価し、より優れた事業提案を採択します。申請時に、書類に不備や不足がないことを必ずご確認ください。
なお、「採択結果」についての異議申し立ては一切受け付けておりません。

・「採択結果」は、提出いただいた事業計画に記載のある補助対象事業の全額に対して、補助金の交付を保証するものではありません。(結果通知時に、対象経費および補助予定金額を合わせて通知します。)

採択結果に基づき、「補助金交付申請」を提出いただき、その内容を改めてビューロー内にて精査し、必要に応じて申請者に照会・連絡等を行ったうえで交付額を決定し、通知いたします。

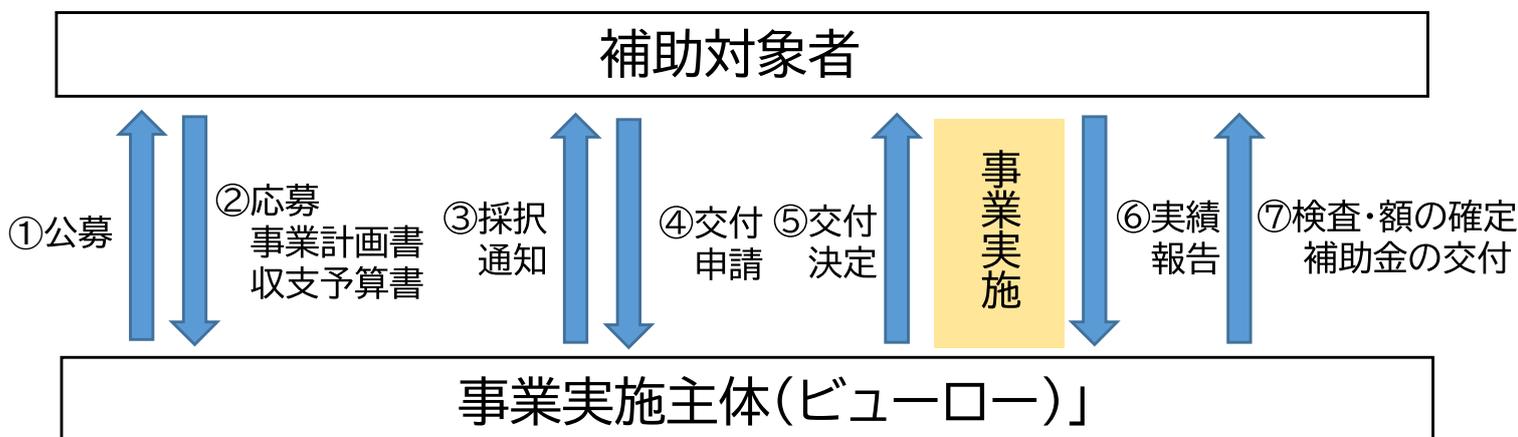
・複数のイベントにて申請をする場合は、それぞれ別で申請をしてください。

・交付決定前に生じた経費は如何なる場合も補助対象となりません。

・書類到着後、3営業日以内に事務局から到着確認の連絡をいたします。

連絡がない場合は、必ずご連絡ください。

【手続きの流れ】



※概算払を行わない場合

【問合わせ・書類提出先】

〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階
公益社団法人びわこビジターズビューロー国内誘客部 担当:今宿、青柳

TEL 077-511-1532 (土日祝除く9時から17時まで)

E-MAIL coupon@biwako-visitors.jp

〒520-0806
大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階
公益社団法人びわこビジターズビューロー
国内誘客部 担当:今宿 あて

郵送で送付される場合は左記の宛名を切り取り、封筒に張り付けてください。